

この人たちに対する償いというのは、やはり国が責任を負ってしかるべきだと思いますので、私はこの意見書採択についての陳情に賛成をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 基本的には私も山本議員と同じような考えなんですが、この被爆者に対しては今現在、原爆被害者の援護法という法律でちゃんと守られているというのは変な、補償されているわけです。その被爆者援護法とこの陳情の整合性といいますかそれとの兼ね合い、それから、それ以外にまたさらに突っ込んだ内容で、こうこうこうだから援護に関してもっと手厚くしてくださいとかという、もっと突っ込んだ意見の内容であればもっと理解できる部分もあるかなと思いますけれども、この文章の中身だけではちょっとこう理解できない部分もございます。

それと、山本議員の意見と重複するわけですがけれども、戦争犠牲者という、民間人の犠牲者というのは、原爆被害者ばかりでないということも反対の理由であります。

以上であります。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第10号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第10号について採択することに賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立少数です。したがって、本案は不採択と決定いたしました。

日程第18、陳情第11号、日本国憲法をいかし、安定した雇用の実現を求める陳情を議題とします。

お諮りします。本案は会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第11号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 反対の立場で討論に参加します。

憲法は思想・信条の自由や法の下での平等を保障すると同時に、他方で財産権の行使、

営業その他広く経済活動の事業も基本的人権として保障しています。それゆえに企業は経済活動の一環として行う契約締結の自由があり、自己の営業のためにどのようなものを、どのような条件で雇うかについて法律による特別の制限がない限り、原則として自由に行うことができるとあります。企業が特定の雇用条件を有する者を、そのことを理由に雇い入れをすることは、労働者との合意でなされた上では何ら問題あるとは考えられません。例えば、転勤のない雇用契約や自由出勤契約など雇用形態を労使合意のもとで成立されることは、雇用者にメリットになることとなります。解雇をしやすくなる制度とは、全く考えられない。そういうふうなことから本陳情に反対します。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 私は、この日本国憲法をいかし、安定した雇用の実現を求める陳情に賛成をいたします。

まず今話題になっているブラック企業ですけれども、若者を1,000人か2,000人採用して、それで困難な、本当に働きにくい困難な仕事に就かせて、若い人が病気になるくらい苦しんで、それで退職せざるを得ない、こういうふうな企業が1,000人、2,000人規模で、1,000人辞めてもまた次から雇用が生まれるんだということで、これを行っている企業があります。

また、限定正社員ですけれども、限定正社員というのは大手の企業が採用された労働者に対して、その労働の地域、労働の種類、労働の時間、こういう限定を決めて、そこから外れた人たちはいつでも首をきれるという、こういうのを法律化しようとするこういう中身であります。大手の企業がいろんな支店とか店とかいろいろ持っていますけれども、そこの店の営業がなくなると、そこではもう首にできる。また、そのウエイトレスとか賄いとかをやっていた人が窓口の方とか別の仕事をしてほしいと言われた時に、これを断るとこれも首にできる。時間帯もそうです。こういうふうに、いつでも首をきって消耗品のように扱われる、こういう雇用が今、法律でやられようとしております。その法の制度の改正というのは、裁判でも今行って、ワタミとかユニクロとか裁判を行って今負けていますけれども、企業側が負けていますが、これをまた国の方は強度な法制度にしようとして、これを特区をつくらうとしております。こういうことがあっては雇用が生まれません。若い人たちが安定した雇用、就けることによって経済・社会が潤滑に運用できて、内部の消費に繋がっていくことだと思います。あらゆる面で若者を働きやすい職場をつくっていくことが一番大事なことはないかと思いますので、この陳情

に賛成をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。10番佐藤克實君。

○10番（佐藤克實君） 賛成の立場で討論をいたします。

今、政府で雇用改革労働法制の整備を進めようとしているのは、今この地域において非常に雇用が厳しい状況にあります。今、見上議員の方からもお話あったように、まだまだこの地方においては今回の改革は非常に厳しいものがあると思います。

縷々見上議員からお話したように、ここに書いてある陳情事項は理解できるものと思いますので、本陳情は採択すべきものと考えております。

以上であります。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第11号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第11号について採択することに賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立多数です。したがって、本案は採択することに決定いたしました。

日程第19、発議第20号、日本国憲法をいかし、安定した雇用の実現を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。鈴木議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木久明君） 発議集の目録の5ページをご覧ください。

発議第20号

平成25年12月11日

八峰町議会議長 須藤正人様

提出者 八峰町議会議員 佐藤克實

賛成者 同上 門脇直樹

〃 〃 皆川鉄也

〃 〃 芦崎達美

日本国憲法をいかし、安定した雇用の実現を求める意見書の提出について
標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出理由でございます。

「陳情第11号 日本国憲法をいかし、安定した雇用の実現を求める陳情」を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

内容につきましては、別紙のとおりでございます。

○議長（須藤正人君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 反対討論をいたします。

先ほども言いましたが、例えば企業に就職した場合、一般職として採用された場合は、大企業であれば全国に転勤あるわけです。それが限定で県内、例えば町内に限定した就職だという雇用契約をすればですね、地方に転勤ということがなくなると、そういうふうなことが限定契約だと。

もう一つはですね、例えばコンピューターのプロフェッショナル、いろんな専門職、そういうふうなものも、その仕事しかやらない、スペシャリストを確保できる、そういうふうなものが限定社員というふうなことを想定してあるわけです。その雇用の機会をですね、むしろなくするような、その企業にリスクを負わせるような雇用の方法ではですね、これからはなかなかその都会はいいですが、田舎にとってはそういうスペシャリストも雇えない、大企業に就職したは全国には転勤なって家族バラバラになる、そういうふうなことがないようにこの制度というものが考えられているわけです。要は雇用の流動化ということになっていくわけなんで、この陳情に対しての意見書提出には反対いたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第20号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第20、陳情第12号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、陳情12号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第12号を採決します。お諮りします。陳情第12号について採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、本案は採択することに決定いたしました。

日程第21、発議第21号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。鈴木議会事務局長。

○議会事務局長(鈴木久明君)

発議第21号

平成25年12月11日

八峰町議会議長 須藤正人様

提出者	八峰町議会議員	佐藤克實
賛成者	同上	門脇直樹
〃	〃	皆川鉄也
〃	〃	山本優人
〃	〃	芦崎達美

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める

意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由。

「陳情第12号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書」を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

意見書の内容につきましては、次ページのとおりでございます。

○議長（須藤正人君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第21号を採決します。お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。しがたって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第22、陳情第13号、介護職員の処遇改善を求める陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第13号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第13号を採決します。お諮りします。陳情第13号について採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は採択とすることに決定いたしました。

日程第23、発議第22号、介護職員の処遇改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。鈴木議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木久明君）

発議第22号

平成25年12月11日

八峰町議会議長 須藤 正 人 様

提出者	八峰町議会議員	佐藤 克 實
賛成者	同 上	門脇 直 樹
〃	〃	皆川 鉄 也
〃	〃	山本 優 人
〃	〃	芦崎 達 美

介護職員の処遇改善を求める意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由。

「陳情第13号 介護職員の処遇改善を求める陳情書」を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

意見書の内容につきましては、別紙のとおりでございます。

○議長（須藤正人君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第22号を採決します。お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第24、陳情第14号、医療・介護など社会保障の充実を求める意見書提出を要請する陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第14号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 医療・介護など社会保障の充実を国に求める意見書提出を要請する陳情書に賛成をいたします。

というのはですね、今度の8月6日ですか社会保障制度改革国民会議、この中で私たちの生活に密接な関係のある事柄、それから、地方の財政に本当に負担をかける、こういうことが縷々述べられております。ここに書かれているとおり70歳から74歳までの医療費の負担ですね、2割へ上げられること、それから、国保税のアップ、財政運営主体の都道府県への移行、これが一番重要なことです。介護の要支援1・2が国から締め出されて地方にこれを裁量で任せられるということになっております。これは地方財政に非常に負担を強いるものであります。国は責任を果たさないで地方に丸投げするというふうな内容であります。これは本当に数々いろいろありますけれども、今私たちに一番結びつくのはこの介護保険の要支援1・2が地方に丸投げされる、これが大変なことです。これは本当に議会で一致団結して意見書を出して、国にこれをやめさせるようにしていかなければならないと思います。世論もかなりこれに対して世論も広がってきております。反対運動が起きておりますので、当議会でも是非これを国へ陳情していただきたいと思っております。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第14号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第14号について採択することに賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立少数です。したがって、本案は不採択と決定されました。

日程第25、陳情第15号、「特定秘密保護法案に反対する意見書」についての陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は会議規則第91条第2項の規定により、総務常任委員会に付託し

たいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第14号は総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

次の定例会前までに審査を終了されますよう希望いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、12月13日午前10時より開会し、一般質問などを行います。

これにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 2時51分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 須藤 正 人

同 署名議員 9番 山 本 優 人

同 署名議員 10番 佐 藤 克 實

同 署名議員 11番 阿 部 栄 悦